

令和 4 年 6 月 23 日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和4年6月23日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

阿部眞喜委員長

浅野敏江副委員長

西村勝男委員

香取嗣雄委員

山本進委員

伊勢由典委員

出席議長団（1名）

阿部かほる議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤靖
技監	鈴木昌寿	産業建設部長	星和彦
上下水道部長	荒井敏明	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	鈴木良夫
上下水道部次長 兼上水道課長	星潤一	産業建設部 水産振興課長	鈴木陸奥男
産業建設部 商工観光課長	横田陽子	産業建設部 土木課長	鈴木英仁
上下水道部 業務課長	渡辺敏弘	上下水道部 下水道課長	佐藤寛之
産業建設部 水産振興課課長補佐	郷古勝浩		

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤和広

議事調査係長 石垣聡

議事調査係主査 工藤聡美

会議に付した事件

議案第 47 号 塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

議案第 48 号 令和 4 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 49 号 令和 4 年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算

議案第 50 号 令和 4 年度塩竈市下水道事業会計補正予算

午前10時00分 開会

○阿部（眞）委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にはマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第47号「塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第49号「令和4年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」、議案第50号「令和4年度塩竈市下水道事業会計補正予算」の4件であります。

これより、議事に入ります。

議案第47号ないし第50号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、「塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」など、計4件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 当局に申し上げます。

これから各担当課長からご説明をいただきますが、簡潔明瞭にされますようお願いを申し上げます。鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 議案第47号「塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.8定例会議案（その2）及び資料No.12議案資料（その2）をご用意願います。主に、資料No.12でご説明申し上げます。資料No.12の16ページをお開き願います。

初めに概要になりますが、昨年11月に経営基盤強化と財政マネジメントの向上を目的に塩竈市魚市場事業経営戦略を策定いたしました。総務省が示すガイドラインでは策定後の取組として使用料改定の検討が示されており、経営の健全化に向けて塩竈市地方卸売市場条例に定める食堂施設及び地魚販売施設の使用料について所要の改正を行おうとするものでございま

す。

経過と改正内容ですが、食堂施設及び地魚販売施設につきましては、魚市場利用者の福利厚生やにぎわい、人を呼び込む観光拠点の視点から継続的に運営いただくため、供用開始当初から使用料を平米当たり月額200円に設定しています。今年10月末に施設使用者の使用許可期限が満了となることから、施設使用の更新手続に合わせまして使用料負担の公平性を担保するため使用料の改正を行おうとするものでございます。

なお、使用者選定の方法は、公募型プロポーザル方式により民間が持つ経営手腕を発揮し、集客事業など利用者拡大策の積極的な実施により継続的な運営の確保と施設の魅力度向上を図ってまいります。

改正後の使用料と収入予定額についてですが、使用料の改正においては特三漁港内食堂施設の平均使用料、平米当たり月額819円。新浜町周辺の飲食店、賃借料、平米当たり月額1,515円と比較検討を行ってまいりました。飲食店経営における家賃比率は売上げの7から10%、1日の売上げ平均額は月家賃の3分の1以上を目標とされておりますが、現在の施設使用者のご努力にもよりコロナ禍にあっても一定の売上高がありますことから、特三漁港内食堂施設の平均使用料である平米当たり月額819円でも事業継続が十分可能であると考えております。

なお、塩竈市財産条例第4条で定めます算出根拠を用いて試算したところ、平米当たり月額817円と特三漁港内食堂施設の平均使用料の近似値になることから、今回の改正使用料においては財産条例の算出根拠として準用をさせていただいております。

改正後の使用料は、食堂施設と地魚販売施設ともに平米当たり月額817円になります。改正による使用料収入予定額ですが、月額使用料は現在の5万2,370円から21万3,931円。年額で62万8,440円から256万7,177円になります。現在の使用料収入との差額は、年額で約200万円になります。これは魚市場使用料に換算いたしますと、約4億円の水揚げに相当する額となります。

施行日は、施設使用の更新日となります11月1日になります。

今後の予定ですが、議会でお認めいただければ使用者選定公募要項に反映させ、公募型プロポーザルガイドラインに基づき約2か月をかけて公募及び審査の手続を行った後、9月中には使用者の選定をする予定となっております。

なお、同じ資料の15ページでは新旧対照表を、資料No.8、7ページでは改正条例案を掲載させていただきますのでご参照願います。

「塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」の説明につきましては以上となります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、水産振興課に係る
予算につきまして5件、ご説明をいたします。

初めに、魚市場事業特別会計繰出金になります。

恐れ入りますが、資料No.10、補正予算説明書の13、14ページをご覧ください。

第6款農林水産業費第2項水産業費第2目水産業振興費第27節繰出金として、1,362万円を
計上してございます。

事業概要及び歳入予算につきましては、後ほど議案第49号「令和4年度塩竈市魚市場事業特
別会計補正予算」においてご説明申し上げます。

次に、水産業・水産加工業元気アップ支援事業についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.12、議案資料の45ページをお開き願います。

概要についてですが、新型コロナウイルスの影響や急激な円安の進行により原材料の調達
が困難となっている水産業・水産加工業の経営状況が悪化していることを踏まえ、事業者等
が企画する売上げ向上や販路拡大に向けた事業に対し補助するものでございます。

事業内容ですが、補助対象事業といたしましては売上げ向上や販路拡大につながるイベント
の開催、または販路拡大のためのキャンペーン、地域ブランド化に向けた取組になります。
補助金額は、補助対象経費の10割以内で上限50万円、事業費20万円以上の事業を対象と
いたします。補助対象者は、市内事業者または活動拠点を有する事業者グループ等になり
ます。事業費及び財源内訳ですが、事業費250万円。財源は全て新型コロナウイルス感染症
対応地方創生臨時交付金となります。今後の予定といたしまして、議会でお認めいただければ
来月から募集及び申請受付を行い、8月にも補助金の交付団体等を決定してまいりたいと
考えてございます。

同事業に係る歳出予算につきましてご説明申し上げます。

資料No.10、補正予算説明書13、14ページをご覧ください。

第6款農林水産業費第2項水産業費第2目水産業振興費第18節負担金補助及び交付金として、
事業内訳記載の生産業・水産加工業元気アップ支援事業に250万円を計上してございま
す。

この同事業に係る歳入予算についてご説明申し上げます。

同じ資料の3、4ページをご覧ください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金、説明欄記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,855万1,000円の内数となっております。

次に、浅海漁業振興支援事業についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.12の46ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響や燃油高騰により浅海養殖漁業の経営状況が悪化していることを踏まえ、浅海養殖漁業で使用する燃油に対しまして購入費補助を行い、浅海養殖漁業の事業継続と振興を図ろうとするものでございます。

事業内容ですが、補助対象者は市内の漁協に所属する組合員で市内に所在地を置く事業者、または市内在住の個人となります。補助金額は、漁船及び漁業用陸上施設で使用する燃油1リットル当たり30円以内。補助期間は、今年7月から来年3月までの9か月間となります。事業費の算出根拠につきましては、直近3か年の各漁協における燃油販売実績に基づくものでございます。

事業費及び財源内訳ですが、事業費1,134万円。財源は、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

今後の予定といたしましては、議会でお認めいただき次第、申請窓口となります各漁協へ事業説明会を開催させていただき申請受付を始めてまいります。

同事業に係る歳出予算につきましてご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.10、補正予算説明書13、14ページをご覧ください。

第6款農林水産業費第2項水産業費第3目浅海漁業振興費第18節負担金補助及び交付金、説明欄記載の燃油高騰対策補助金1,134万円を計上してございます。

同事業に係る歳入につきましてご説明いたします。

同じ資料の3、4ページをご覧ください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金、説明欄記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,855万1,000円の内数となっております。

次に、漁港施設災害復旧についてご説明をいたします。

資料No.12、議案資料の47ページをお開き願います。

概要につきましては、今年3月16日の地震により野々島、寒風沢の漁港施設が被災したことから、国の補助金を活用して災害復旧工事を行おうとするものでございます。主な工事箇所は下段位置図の赤で着色した箇所、工事規模につきましては事業内容に記載のとおりでござ

います。

事業費及び財源内訳ですが、事業費 4 億5,000万円の財源内訳といたしまして、漁港施設災害復旧事業費補助金 3 億6,000万円、補助災害復旧債9,000万円となります。

今後の予定といたしまして、議会でお認めいただき次第、8月の災害査定を踏まえまして契約手続を行い、年度末までに完成を目指してまいりたいと考えてございます。

同事業に係る歳出予算につきましてご説明いたします。

資料No.10、補正予算説明書21ページ、22ページをご覧ください。

第11款災害復旧費第3項農林水産業施設災害復旧費第1目漁港施設災害復旧費第14節工事請負費、工事経費 4 億5,000万円になります。

同事業に係る歳入予算につきましてご説明いたします。

同じ資料の3、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫支出金第7目災害復旧費国庫補助金、説明欄記載の漁港施設災害復旧費補助金 3 億6,000万円になります。

恐れ入ります。ページをおめくりいただきまして、5、6ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧債のうち、第1節補助災害復旧債 1 億4,110万円の内数となっております。

次に、地方債補正についてご説明をいたします。

資料No.9、補正予算資料の5ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1の追加の表をご覧ください。

下から3つ目になりますが、補助災害復旧債におきまして漁港施設災害復旧分を追加してございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。

最後に、塩竈市魚市場災害復旧についてご説明をいたします。恐れ入りますが、資料No.12、議案資料の48ページをご覧ください。

概要についてですが、やはりこちらも今年3月16日の地震によりまして、荷さばき所をはじめ魚市場施設が被災したため国の交付金を活用して復旧工事を行おうとするものでございます。事業内容ですが、工事箇所は下段位置図の赤で着色した箇所、工事の規模は事業内訳記載のとおりとなっております。

事業費及び財源内訳ですが、事業費9,746万6,000円の財源内訳といたしまして、国の地震被災産地施設支援対策メニューとなる強い農業・担い手づくり総合支援交付金4,486万9,000円、

単独災害復旧債5,250万円、一般財源として9万7,000円となります。

今後の予定といたしまして、議会でお認めいただき次第、調査設計委託に係る契約手続、さらには交付金の申請手続を進めてまいります。その後、11月をめどに工事契約手続を行いながら年度内の完成を目指してまいりたいと考えてございます。

同事業に係る歳出予算につきましてご説明いたします。

資料No.10、補正予算説明書21、22ページをご覧ください。

第11款災害復旧費第3項農林水産業施設災害復旧費第2目市場施設災害復旧費として9,746万6,000円。内訳といたしましては、測量設計等委託料として700万円、施設復旧工事請負費といたしまして9,046万6,000円となります。

同事業に係る歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料の3、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫支出金第6目農林水産業費国庫補助金第1節水産業費補助金、説明欄記載の強い農業・担い手づくり総合支援交付金として4,486万9,000円となります。

恐れ入りますが、ページをおめくりいただきまして、5、6ページをお開き願います。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧債のうち、単独災害復旧債2億1,340万円の内数となっております。

次に、地方債補正についてご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.9、補正予算資料の5ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1表の追加の表となります。

下から2つ目、単独災害復旧債において魚市場災害復旧分を追加してございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

水産振興部からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 それでは、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」につきまして、商工観光課に係る予算について3件ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料番号10、資料番号12をご用意願います。

それでは、割増商品券事業第4弾についてご説明いたします。

資料番号12の議案資料49ページをお開きください。

割増商品券事業第4弾についてご覧ください。

1、概要ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化、その他社会情勢の変化により、消費者並びに事業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。ウィズコロナのフェーズに入り外出については制限がなくなっておりますが、市内事業者においては事業継続が危ぶまれ市民生活においては物価高騰による負担が大きくなっています。このような状況において、消費喚起の一助として10割増しプラスアルファ商品券第4弾を実施しようとするものです。今回の割増商品券事業では、コロナ禍でのライフスタイル変化等により著しい影響を受けている社交飲食業の事業者を応援するため1,000円クーポンをセットで提供します。

2、事業概要です。商品券の概要ですが、商品券の割増し額は9,000万円、クーポン券が1,800万円、商品券総額として1億9,800万円分となります。発行者数は1万8,000部で1世帯1冊、販売価格は5,000円です。今回、これまでの利用金額1万円に加え1,000円分のクーポンが追加されます。クーポン券は、市内の社交飲食業生活衛生同業組合加入店で利用することができるものです。

(2) 使用期間以降につきましては記載のとおりでございます。

3、事業費及び財源内訳ですが、事業費は1億2,162万4,000円です。後ほど補正予算説明の中でご説明いたします。

資料の50ページをお開きください。

4、今後の予定でございます。補正予算をお認めいただいた後、事業実施者に補助金を交付し取扱店の募集や商品券等の作成を行い、併せて事業申込み用紙の発送を行います。8月から申込み受付を開始し、順次、引換券を発送し8月中旬頃から販売開始といたします。

次に、事業に係る補正予算についてご説明いたします。

資料番号10、補正予算説明書の歳出、15ページ、16ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費の右側の事業内訳記載の割増商品券事業に1億2,162万4,000円を計上しております。事業費の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金として、右側の説明欄記載の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1億9,550

万1,000円のうち、割増商品券事業として1億2,162万4,000円を計上しております。

割増商品券事業第4弾についてのご説明は以上となります。

続きまして、資料番号12、議案資料の51ページをお開きください。

次に、「来て（観）て塩竈」事業（第3弾）についてご説明いたします。

概要ですが、新型コロナウイルス感染症拡大により市内の観光施設や事業者への影響が長期化していることから、市独自の観光支援策として「来て（観）て塩竈」事業（第3弾）を実施し誘客を図ろうとするものです。

事業概要です。本事業は2つの事業から構成されます。

(1) 「塩竈に寄ってけさいん」観光プロモーション事業については、市内及び松島町等に宿泊した観光客に塩竈をPRし、松島等からの誘客を図ろうとするものです。市内の観光施設関連施設や飲食店で利用できるクーポン付パンフレットと物産品のプレゼントを宿泊施設等の協力を得て行ってまいります。事業費は、主にパンフレット印刷ですとか塩竈の物産品の代金、市内で使えるクーポン経費として660万円となります。

(2) 塩竈の魅力を応援！キャンペーン事業につきましては、市内外において物販イベントを開催し、本市の物産品をPRし観光情報の発信を行います。昨年度は仙台駅での物産展を実施しましたが、その他のイベントに参加したり、市内商業施設と連携した物産展の開催により事業者の販路拡大の機会創出やリピーターづくりにつなげようとするものです。事業費は、主に物産展の出店に係る費用として100万円を予定しております。

3、事業費及び財源内訳ですが、事業費は765万円です。後ほど補正予算説明の中でご説明いたします。

4、今後の予定につきましては、補正予算をお認めいただいた後、関係事業者との調整や印刷物等の各種準備を経て10月以降の観光シーズンに合わせ実施してまいりたいと考えております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

資料番号10の補正予算説明書の歳出、15ページ、16ページをお開きください。

第7款商工費第1項商工費第5目観光物産費の右側の事業内訳記載の観光プロモーション事業として765万円を計上しております。内訳につきましては記載のとおりとなっております。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金として、右側の説明記載欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,855万1,000円のうち765万円を計上しております。

「来て（観）て塩竈」事業（第3弾）につきましては、以上となります。

続きまして、塩釜港旅客ターミナル施設災害復旧についてご説明いたします。

資料番号12、議案資料52ページをお開きください。

1、概要です。今年3月16日に発生しました福島県沖地震により被害を受けた塩釜港旅客ターミナル施設マリゲート塩釜について復旧工事を行おうとするものです。

2、工事概要です。外壁タイル破損復旧、破損コンクリートの撤去復旧、階段スロープ修繕等、資料に記載のとおりとなっております。

3、主な被害状況です。写真のように亀裂や沈下が発生している状況となっております。

4の事業費及び財源内訳ですが、事業費は2,090万円で、財源は全て単独災害復旧債となります。

5、今後の予定につきましては、補正予算をお認めいただいた後、年内の工事完了を目指し、手続を進めてまいります。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

資料番号10の補正予算説明書の歳出、21、22ページをお開きください。

第11款災害復旧費第5項その他公共施設・公用施設災害復旧費第1目公共施設公共施設災害復旧費の右側の事業内訳記載の旅客ターミナル災害復旧費として2,090万円を計上しております。

続いて、財源となる歳入についてご説明いたします。

同じ資料の5ページ、6ページをお開きください。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧債の第2節単独災害復旧債2億1,340万円のうち2,090万円を計上しております。塩釜港旅客ターミナル施設災害復旧事業については以上となります。

商工観光課からのご説明は以上です。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 それでは、議案番号第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、土木課関連の事業につきまして2件ご説明いたします。

資料番号12、議案資料の55ページをお開き願います。

1つ目が、道路橋りょう災害復旧であります。本年3月に発生した地震による道路の災害復旧工事で、場所が新浜町3丁目の新浜公園の東側道路、北浜地区土地区画整理内の道路、中の島下水道中央ポンプ場付近の道路及び市内各所の道路などがございます。

次のページ、56ページをお開きください。

56ページには、工事箇所図と写真を添付しておりますのでご覧ください。地震による振動により、写真にありますように市道に亀裂が発生しているため早期に復旧を進めてまいるところでございます。

恐れ入ります。55ページにお戻りください。

2の事業内容としまして、(1)が3路線の業務委託で延長1,300メートル、測量業務や図面の作成業務となります。(2)が実際の復旧工事で、同延長で1,300メートル。(3)が3地区以外にも市内道路等に被害が発生いたしましたので、その補修を行うものでございます。

3の事業費及び財源内訳の表をご覧ください。

事業費は1億4,982万3,000円で、その財源内訳は、災害復旧事業費が6,598万1,000円、地方債が8,380万円、一般財源が4万2,000円となっております。

4の今後の予定ですが、予算をお認めいただきましたら、契約手続を進め令和5年3月の工事完了を予定しているところでございます。

続きまして、同資料54ページをお開きください。

2つ目がマリンドッキ塩釜及び本塩釜駅前広場災害復旧についてでございます。同じく、本年3月に発生いたしました地震による災害復旧工事で、マリンドッキ塩釜はイオンタウン塩釜からマリゲートに向かう避難デッキでございます。

同ページ5、下のほうに位置図を添付しておりますのでご参照ください。

地震による振動により橋の接続部が損傷し、カバーに段差が生じております。仙石線本塩釜駅前広場は、平板ブロックや側溝が損傷し、現在は応急復旧を行っているところでありますので早期復旧を進めてまいるところでございます。

2の事業内容としましては、マリンドッキ塩釜が主に接続部の補修と取付けカバーの設置で、復旧延長は372.8メートル、本塩釜駅内広場は平板ブロックの補修など復旧面積としては150平米でございます。

3の事業費及び財源内訳の表をご覧ください。

2つ合わせまして事業費4,000万円で、マリンデッキ塩釜が3,500万円、本塩釜駅前広場が500万円となっております。その財源内訳は全て地方債となっております。

4の今後の予定でございますが、予算をお認めいただきましたら、契約手続を進め業務の完了を予定しているところでございます。

次に、ただいまの事業の予算についてご説明いたします。

資料番号10、一般会計補正予算説明書の21ページ、22ページをお開き願います。説明の都合上、歳出予算から説明いたします。

1つ目が道路橋りょう災害復旧についてでございますが、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費第2目道路橋りょう災害復旧費で第12節委託費に5,090万円、第14節工事請負費に9,892万3,000円を計上しております。

2つ目が、マリンデッキ塩釜及び本塩釜駅前広場災害復旧でございます。同じ資料の同じページとなります。

第11款災害復旧費第5項その他公共施設・公用施設災害復旧費第1目公共施設公共用地災害復旧費で、第14節工事請負費7,126万5,000円のうち、施設補修費工事として4,191万4,000円のうち4,000万円を計上してございます。

次に、財源となる歳入についてご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

1つ目の道路橋りょう災害復旧についてでございます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第7目災害復旧費国庫補助金、第2節に公共土木施設災害復旧費補助金として6,598万1,000円を計上してございます。また、次のページ、5、6ページに、第12款市債第1項市債第10目災害復旧債第1節補助災害復旧債1億4,110万円のうち道路橋りょう分として3,290万円、第2節単独災害復旧費に2億1,340万円のうち5,090万円を道路橋りょう災害復旧分として計上してございます。

2つ目、防災施設災害復旧についてですが、同資料同ページでございます。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧債第2節にありますように、単独災害復旧債2億1,340万円のうち防災施設災害復旧分として4,000万円を計上してございます。

最後に、地方債補正につきましてご説明いたします。

資料番号9、一般会計補正予算の5ページをお開き願います。

第3表地方債補正のうち、土木関連の追加分につきましてご説明いたします。

1、追加の表中にごございます補助災害復旧債 1 億4, 110万円のうち、道路橋りょう災害復旧として3, 290万円を追加いたします。また、単独災害復旧債 2 億1, 340万円のうち、道路橋りょう災害復旧と防災施設災害復旧を合わせまして9, 090万円を追加いたします。

土木課からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 続きまして、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、まちづくり建築課で所管しております内容につきましてご説明させていただきます。資料は、資料番号12、議案資料の53ページをお開き願います。

まず概要でございますが、去る3月16日に発生した福島県沖地震により被災をいたしました市営住宅14か所において災害復旧を行うため、係る予算を計上するものでございます。

2の事業内容といたしましては、表に記載しております14団地におきまして被害状況の列に記載した被害を確認いたしましたことから、表の1番右側、復旧方法各行に記載の復旧を行うとするものであります。

その下、3に主な被災箇所におけます状況写真を掲載しておりますのでご確認いただきます。

4の事業費及び財源内訳といたしましては、事業費817万9, 000円のうち地方債が810万円、一般財源が7万9, 000円となります。

最後に、5の今後の予定であります。補正予算をお認めいただきました後、管理業務を委託しております宮城県住宅供給公社との契約変更等、工事着手に係ります手続を速やかに進めさせていただきます。9月の工事完了を目指してまいります。

次に、本件に係ります補正予算の計上状況についてご説明いたしますので、恐れ入りますが資料番号10、補正予算説明書の21ページ、22ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出予算からご説明いたしますと、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費第3目公営住宅災害復旧費に、22ページ右側、事業内訳の欄にあります公営住宅災害復旧費として第12節委託料817万9, 000円を計上しております。

次に、歳入予算につきましては同じ資料の5ページ、6ページをお開き願います。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧債の第2節単独災害復旧債の内数として810万円を計上しており、残る7万9, 000円につきましては一般財源による措置となります。また、これにより地方債の追加が必要となりますが、恐れ入りますが資料番号9、予算書の5ページをお

開き願います。

第3表地方債補正の1、追加として下から2番目の単独災害復旧債限度額2億1,340万円の
内数として810万円を追加しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりとなりますのでよ
ろしく願います。

まちづくり建築課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 それでは、議案第49号「令和4年度魚市場事業特別会計補正予
算」につきまして2件ご説明申し上げます。

初めに、令和4年度塩竈市水揚げ漁船燃油高騰対策緊急支援事業になります。恐れ入ります
が、資料No.12、議案資料65ページをお開き願います。

燃油高騰により、本市魚市場で水揚げを行う漁船においても大きな打撃を受けていることか
ら、国の交付金を活用して水揚げ漁船への支援と水揚げの確保を図るため、水揚げ金額の
1,000分の2に相当する額を補助しようとするものでございます。

事業内容ですが、補助対象者は本市魚市場に水揚げを行う漁船、補助率は水揚げ金額の
1,000分の2相当額、補助期間は7月から来年3月までの9か月間、事業算出根拠といたしま
して、直近3か年、7月から3月期の各月の最大水揚げ金額、合計63億円に基づくものでご
ざいます。

事業費及び財源内訳ですが、事業費1,262万円。財源は、全て新型コロナウイルス感染症対
策地方創生臨時交付金となります。

今後の予定といたしまして、議会でお認めいただければ、卸売機関との協定書締結を行った
上で来月から申請受付を行っていきたくと考えてございます。

同事業に係る歳出予算につきましてご説明いたします。

資料No.10、補正予算説明書31、32ページをお開き願います。

第1款市場債第2項漁船対策費第1目漁船対策費として、説明欄記載の燃油高騰対策補助金
1,262万円を計上してございます。

同事業に係る歳入予算につきましてご説明いたします。

同じ資料の3、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金、説明欄記載の新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1億9,855万1,000円の内数となっております。

次に、EU-HACCP登録漁船乗組員支援、商品券支給事業についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.12、議案資料66ページをお開き願います。

概要ですが、EU-HACCPの認定を受けました当魚市場の利用促進に向けまして、魚市場で水揚げを行う冷凍カツオマグロ一本釣り漁船などEU-HACCP登録漁船乗組員に対しまして塩釜水産物仲卸市場が発行いたします商品券の支給をすることで、物資購入に際しての乗組員の利便性向上、EU-HACCP登録制による水揚げの促進を図ろうとするものでございます。

事業内容ですが、支給対象者は当魚市場で水揚げを行うEU-HACCP登録漁船の乗組員、支給する商品券は塩釜水産物仲卸市場が発行する商品券、支給額は乗組員1人当たり3,000円で一隻当たり最大5万円になります。

事業費及び財源内訳ですが、事業費100万円は全て一般財源となります。

今後の予定でございますが、議会でお認めいただき次第、関係者への周知を行いまして対象漁船の水揚げに合わせまして商品券を支給してまいります。

事業に係る歳出予算につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.10、補正予算説明書の31、32ページをご覧ください。

第1款市場債第2項漁船対策費第1目漁船対策費として第7節報償費100万円を計上してございます。

水産振興課からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道課からは、議案第50号「令和4年度塩竈市下水道事業会計補正予算」についてご説明申し上げます。

資料No.は11となります。初めに、5ページをお開き願います。

初めに事業概要からご説明を申し上げます。

内容につきましては、令和4年3月に発生しました福島県沖地震で被災しました水路の本復旧工事に係るものでございます。

1の表をご覧ください。事業箇所は藤倉3丁目地内でございます。下の位置図で、赤線で表示しております箇所が事業箇所となります。

被災した事業箇所は被災した雨水の水路につきまして、こちらを函渠、いわゆるボックスカ

ルバートに更新するものでございます。延長は、交差点の北側が約48メートル、南側が97メートル、合計で145メートルとなります。

続きまして、同じ資料の1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量でございます。こちらにつきまして、令和4年度予算の第2条(4)主要な建設改良事業流域下水道事業3,059万1,000円の次に災害復旧事業費の3億円を追加するものでございます。

続きまして、第3条資本的収入及び支出でございます。財源となる収入には、第1款資本的収入に補正予算予定額3億円を増額し、合計額を25億6,956万7,000円とするものでございます。

内訳でございます。

第1項企業債に1億3,330万円、第3項補助金に1億6,670万円を計上しております。

支出となります。

第1款資本的支出第4項災害復旧事業費に補正予算額といたしまして3億円を増額し、合計額を39億3,633万円とするものでございます。また、本文につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13億6,676万3,000円に変更はございませんが、消費税の関係で財源の内訳が一部変更となっております。

続きまして、第4条でございます。

企業債の補正には、予算第6条に定めました起債の目的などに第1款資本的収入の第1項に計上しております企業債1億3,330万円を追加するものでございます。

次のページをお開き願います。

第5条予定支出の各項の経費の金額の流用についてですが、こちらにつきましては予算の第8条(2)に定めました流用につきまして、第4項災害復旧事業費を加えるものでございます。

下水道課からの説明は以上でございます。

○阿部(眞)委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。山本委員。

○山本委員 おはようございます。

さっき説明ありました中で、私からは議案第47号「塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正す

る条例」について。議案資料No.12、16ページを主にベースとして質疑をさせていただきます。

まず改正骨子につきましては、今担当課長からありましたように、さきに策定された魚市場の事業経営戦略に基づく経営健全化策であるということで、現行、平米当たり200円が817円と。食堂施設、地魚販売施設が。その改正の内容についてですけれども、説明の中で10月からプロポーザル方式による新たな事業者を公募するんだと。民間の持っている経営手法、そういったもので施設の魅力向上を図るんだと。ここで1つ気になるのは、使用料の負担の公平性を確保するためということをおっしゃってありますが、この使用料負担の公平性というのは何に基づいて何を比較の主体として公平性ということをおっしゃられるのか、まずお聞きします。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

魚市場につきましては使用料の設定におきまして、貸し事務所等ございますが建設費に当たります減価償却相当額に対しまして延べ床耐用年数などで乗じた数値から月額に割戻した金額で設定をさせていただいております。

今回、食堂につきましても、中央棟1階、2階部分につきましては、その算出根拠に基づく1,250円。1,250円ということで試算をさせていただいておりますが、結果として今200円。現状平米当たり月額200円ということをご利用いただいておりますので、そういった意味で、ほかの利用者との公平性を担保するために今回改正させていただくという内容でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 平成29年に現在の事業者の方と施設使用についての申請を許可してありますが、これは使用料については公平ではなかったということですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

現在の200円についてですけれども、まず今現在200円の算出根拠、考え方でございますが、まずは、一つとして魚市場利用者の福利厚生として食堂施設で朝食をご提供いただくという募集要件を加えた特殊性、それから供用開始時に確実にその施設に入居者を入れて営業させること、さらには旧魚市場施設食堂の使用料からの激変緩和策など様々な要因を考慮して200円に設定させていただいたということで考えて。ただし、現状を鑑みたときに、その算出根拠として乏しいことから、今回の改正に合わせまして算出根拠を明確にしていきたいと考え

てございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 今回、地方自治法に基づいて、塩竈市の財産条例第4条に基づいて改めて使用料の単価を計算したようですけれども、なぜ今回、この行政財産の使用料を根拠に適用されたんですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

今回の改正使用料につきましては、現行の200円、それから特三漁港内の食堂平均使用量、月額平米当たり819円、さらには市場周辺、新浜地区周辺の飲食店テナント料、月額平米当たり1,515円と比較検討を行わせていただきました。

現在の施設使用者のご努力にもよりまして、このコロナ禍にあっても一定の売上高があり、飲食店経営における家賃比率、売上げの7から10%、さらには1日の売上げ平均額が月家賃の3分の1以上の条件を満たしていることから、今回の改正収益の月額817円、月額平米当たり817円でも十分に事業継続が可能であろうということを考えてところでございます。さらに、今回、その財産条例4条に定める算出根拠で試算をしたところ月額平米当たり817円となったことから、この算出基準を準用させていただいてるというような形でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 今回、突如として行政財産の使用ということで出た。本来、行政財産というのは、特定の人あるいは団体に長期かつ独占的に使用させるものではないんですよ。ですから、行政財産というのは、原則は、これは駄目なんです。ただ、地方自治法によって、内容によっては、行政財産の目的をそこにたがわない範囲で課すこともできるという条件付なんですよ。だから高いんですよ、利率が。だから11.4%になっているんです。これは固定資産税ですよ。固定資産税評価額の11.4%。かなり高いんです。

これ、じゃ行政財産、確かに魚市場そのものは全体でももちろん行政財産です。ただ本来貸しちゃいけないことです。ただし、ここに出ている食堂施設、あるいは地魚販売施設というのは、本来は開放して、そこに事業者の方が入って、そしてそこで営業展開してもらうということを目的でした。つまり、行政以外の市民、団体が使うことを目的とした公共スペースに

間違いないですよ。その場合に、この施設は建設途中で変更計画してました、変更後ね。水産庁との協議で変更してるんですよ。その中で地域に与える影響ということで、観光産業の創出とそれに伴う観光客の増加が見込まれると。仙台や観光地、松島などからのさらなる集客も期待でき云々ということで、やっぱりこのスペースは観光スポット、観光拠点という位置づけで国の復興予算がついた。ですから、もともと貸し付けるというか開放をすることを前提とした施設なので、こと改めてまず行政財産の基本に戻るといったことはどういうことですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 先ほども触れさせていただきましたが、我々は今回、入居者の更新手続に合わせまして料金改定という部分を検討させていただいたときに、特三漁港施設内の食堂、月額平均819円。これで事業継続可能であろうということから、先ほども触れさせていただいたように財産条例でまず試算をしたところ、近似値であります817円ということに試算できましたことから、この条例の算出根拠を準用させていただいているという状況でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 今、準用という言葉を使ったんですが、準用じゃなくて適用でしょ、これは。準用じゃない、適用したんですよ。

ですから私は、素朴な質問ね。何で今なんですかと。平成29年のときに何でそれをやらなかったんですかというお話なんですよ。それで、今回、改めて今度はプロポーザル方式と提案を求めます、応募します。いや、これはですから、随意契約ですね。競争になじまない。じゃ、どの部分が競争になじまないんですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 プロポーザル方式の見解でございますけれども、今委員おっしゃっていただいたように、まずはその競争性になじまない。要は、募集要項の中に条例で定めます使用料、平米当たり月額200円ということであらう募集をかけさせていただきますので、どうしてもそこでの金額での価格競争というのは発生しない。さらに、先ほどおっしゃっていただいたように、施設の魅力度向上、観光客をどうやって受け入れるかという部分につきまして、やはり民間のノウハウを活用していくためには様々なご提案をいただくという手法が必要だろうということから、29年度使用開始当時も公募型プロポーザル方式で業者選

定をさせていただいたという経過がございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと理由としては理解しかねるわけですが、今回改めて、本来はオープン当初からプロポーザル方式を導入すべきだった。建物を完成ありきできた、ソフトがなかったと言わざるを得ないと。ですから、今回はプロポーザル。じゃ、プロポーザルをする発注仕様の基本的なコンセプトは何ですか。実際、地魚販売やってます、食堂もしてます、私もたまに行ってます、今朝も行ってまいりました。それ以上に、観光拠点としていかなるものをコンセプトとして発注仕様の中に盛り込んで、そして、プロポーザル方式を導入するんですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

言葉足らずで申し訳ございません。29年当初も公募型プロポーザル方式にて業者選定をさせていただいております。さらに、こういった視点からということでございますが、29年当時、募集をかけた際の募集要項の中でも事業提案ということで3点。3点提示をさせていただいております。

1つは、地産地消、地場のすぐれた食材を生かした食の魅力の発信、2つ目として新鮮な食材を生かした特徴あるメニューの提供と多様な水産品、水産加工品の販売、そして魚市場で開催されるイベントとの連携や地元食材会社体験型イベントの実施など、にぎわい創出の提案をお願いし、審査をさせていただいたというような経過でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 今課長が言ったとおりだと思うんです。実は、市の長期総合計画でも、やっぱり食材に触れていただいて、また来てみたいという食材を提供する。そのスポットでありたいと、実際やってると思いますよ。海鮮丼もかなり低価格で提供してます。舟盛りもかなり低価格です。多いときは30人から50人ぐらいの観光客が見えてます。私が行くと受付に書いていますから携帯番号だの、その数を計算するんですよ。大体30人から50人ぐらい来ている。やってますよ、それなりにね。ですから、それと、さらに今度は、それ以上に何か付加するようなコンセプトを求めているんですか。今やってますよね、十分ね。ただ事業者さんも本業で実際魚を使ってるわけですから、割と安くいいものを提供してくれるという業者さんではあ

るわけですが、それ以上に何かを期待することあるんですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

今回の更新に合わせましても、公募型プロポーザル方式によりまして幅広く。幅広く、やはり事業提案をいただいて、今よりもいいご提案があればそういった部分についても、ぜひ検討したいと思っています。なので、今もいいけれども改めてそういったご提案をいただく機会を設けたいということで、公募型プロポーザル方式で選定させていただければと考えてございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 プロポーザル方式導入ということで、競争に適さないということでプロポーザル方式をするわけですが、十分、その審査会においては、今指摘された点について現在の事業者さんを検証総括しながら十分対応していただきたいと思うわけですが、ただ、ここで私気になるのは、確かに魚市場事業の全体的な会計の在り方、今後のね。一応、昨年策定された計画書を見せてもらいましたが、大体水揚げが、大体収入が80億円台でずっと推移、ずっとそのまま引っ張っていつているじゃないですか。私は、今後かなり厳しい状況に陥るのかなと思うわけですが、その中で私前から指摘しているのは、せっかく163億円をかけてした施設の問題はこれから。起債償還はまた別、減価償却もこれから増えてきますけれども、やはり維持管理経費。維持管理経費が今後大きな負担になってきますよというようなことですが、その辺のところの考え方、計画、どのように考えていますか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

昨年11月に経営戦略を策定させていただくとともに長寿命化計画のも策定させていただいております。今委員ご指摘の維持管理費、修繕費、コストですね。計画の中では毎年500万円相当額を、年次計画を立てて計画的に修繕を行っていくということで長期延命化を図っていくというようなものを取りまとめさせていただいております。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 私、前々から提案してるわけですが、これは卸売機関のほうにも提案してるわけですが、やっぱり指定管理ということを、導入を検討すべきだと。あと計画の中に

も指定管理と将来的な指定管理への移行という考えですけれども、そのためにも収支計画、収益的収支や資本的収支も含めながら、その辺の計画をきちんと立てていかないと受けるほうだって、それは拒否しますよ。どの部分、どの部分で維持管理にこれだけがかかる。この部分については市が持つからと、この部分でじゃあ指定管理としてやっていただきたいと思えます。その責任分担というものを、費用分担というものをきちんとしていかないと。だから今、こういう時期にそういった問題を検証し、立案し、策定し、関係者等協議していかないと。明日あさってから指定管理をするからとは私はならないと思えます。その点、どうですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 指定管理者制度の導入の関係でございます。

我々も指定管理者制の導入というものはやはり必要であろうという認識をさせていただいております。ただ、そうした中で、今の市場を建設する際に施設の維持管理を、卸売機関統合を見据えた新しい卸売機関に管理をお願いするというような考えの下に、これまで卸売機関等と協議検討させていただいたり。ただし、統合後、卸売機関の施設の維持管理業務について経営陣に打診をさせていただきました。そうしたところ、やはり経営が安定するまで統合後3年程度は協議を待つほしいんだというようなご回答がありましたので、今後改めまして委員ご指摘のとおり、我々のほうで、やはり条件提示等をさせていただきながら、まずはその施設の維持管理、指定管理制度も含めた内容について卸売機関に改めてご相談をさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 時間も押してますからですけれども、現在特別会計としてやって大体基準内繰出しが70%かな。30%台が基準外、職員の人件費。特別目的を持ってなされた事業なわけで特別会計だけれども、独立採算を原則とした。これは、本当は公営企業的な発想になっちゃうと結局その収入自体が限られて、そういう中での施設維持というのは、これは大変なものだよ。その中で指定管理等をやるわけですけれども、であるがゆえに、現状の収支、財務分析というものをきちんとやって、そして開設者としての責任分担を明確にしながらやっていく。全国でも産地市場76ありますけれども、どこも今苦勞している。遠洋も駄目、沖合も駄目、漁業法も70年ぶりに漁業法が改正された、タック制度を導入した、つまりマグロの水揚げの漁獲制限、そしてIQ枠の設定、いわゆるSDGsですよ、まさに。これから、本当に生き

残りをかけた産地市場の使命というものがあるわけですから、今回、施設の使用料値上げと
いうことで出てきましたけれども、私は、そのバックデータとして、バックデータとして将
来にわたる塩竈市魚市場のあるべき姿で収支を見てほしい。やっぱり業務改善経営計画、そ
ういったものをきちんと出す中で今回使用料について上げようというなら十分に理解はする
んですけども。その辺ちょっと唐突過ぎたというか、私にしてみれば感じましたので一応
苦言を呈させていただきます。

以上で終わります。答弁はいいです。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご意見、ご質疑のある方は挙手をお願いいたします。浅野委員。

○浅野委員 それでは、私からも何点か質疑させていただきます。

まず1点目は、今、山本委員からも質疑されました資料番号12の16ページの塩竈市地方卸市
場条例の一部改正。今、るる、ご説明は伺ったんですが、この5年間の契約期間の間に、正
直言って率直な感想なんです、いろんな条件があるでしょうけれども家賃が4倍に上がる
という、この1点だけかなり大きなショックというイメージがあります、この議案が提出
されたときに。その金額が妥当かどうかというのが皆さんの議論されてる中なんです、そ
ういった意味で、先ほどの説明の中には、平成29年に始まる時は、これまで古い魚市場で
の福利厚生、本当にそれこそ市場の関係の方だけの食堂というイメージが一番が強かった
と思うんですね。中央棟のほうに観光客の方も対象にしたというところで、ちょっとこう微
妙な温度差が出てきたのかなと思ってます。

私たちが期待してるのは、当然多くのお客様に塩竈に来ていただきたいということで、これ
までも議会で様々な質疑をさせていただきましたので、当然観光客の方が喜んでいただける
ような、そういったお魚を食べさせる場所という意味合いでは、どっちにシフトを置いてる
かという観光客のほうにちょっとシフトを置きつつ、よその、例えば気仙沼さんとかいろ
んな、行ったとしても、そこはもう最初から観光客が相手ということで、私たちが想像する
以上に結構お高いものが提供されていて、それでも皆さん喜んで召し上がっていると。そこ

に比べると、うちのほうは値段的にもかなりリーズナブルで新鮮だと喜ばしい条件があるんですが。

ただ、残念ながら、もうちょっと観光に特化したようなイベントだったり、それから、そのような施設のありようがまだそこまでいってないのかなと思ってますので、そのこのところを今後どのように働かせていただいて、当然、水揚げに来ていただく方たちの食堂の意味合いももちろん踏まえつつ、いかにその観光客を呼んでいただくのか。そして、この料金を値上げすることによって、その効果をどうやって発揮していくのかというところ。例えば、4倍の家賃に値上がりすることに、皆さんが、もちろん事業主もそうですけれども、私たちが納得ができるような施策をどう考えてるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

まさに委員おっしゃっていただいたように、今後、公募で募集をする際には、事業提案の中で施設の魅力向上、とりわけ観光客の集客、こういった部分に提案をいただけるよう広く周知をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

そういった意味で、これまで、いろんな魚市場を使う場合の規制がありますよね。例えば、中央棟の部分は経済産業省の部門で、あとのところは農林水産省でここは使えませんとか、ここは観光客は駄目ですとか、下に下りるわけではないんですが、上から競りの様子なんかを見ることはできますけれども。ただ、残念ながらデッキもせっかく風光明媚なのに、ただ見て帰るだけという状況になってしまったんでは、何かすごくもったいない使い方してるなと今までも感じてました。その辺が国の条件がどうなのか分かりませんが、それも、例えば、そこに来た方たちがデッキで食事ができるとか、ロケーションを眺めながら、そこで飲食ができるんだとかというようなプラスアルファがあれば、それこそ何か、そこにご商売に来る方も、もっともっと集客できる。あの範囲の中だけのベースだけで1平米幾らですと言われるだけで、そこに押し込むような食堂では魅力がないんじゃないかなと思います。その辺のお考えはいかがなんでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 まずは、ご提案ありがとうございます。

まさに委員おっしゃっていただいたとおり、デッキを含めた有効活用というのは我々も今から検討させていただいているところでございます。ただ、今の現在のデッキが避難デッキとして整備を国費でさせていただいたために、その辺の条件をどのようにクリアしていくかというのは、今後、水産庁に相談をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、別なことをお聞きしたいと思っております。

45ページの、同じく水産業・水産加工業元気アップ支援事業なんですけど、確かに今回は新型コロナだけでなく様々な、ウクライナの関係で経営が悪化していると思います。そこに対して支援していただくということは大変素晴らしいと思うんですが、この条件が、事業者が企画する事業またはイベントとかキャンペーンとか、そういったものに対してつながるような事業をとるので、ちょっとハードルが高いのかなあとは思ってます。募集期間が7月から8月の間に申請を受付して補助金の団体を決定するという事なんですけど、あまりにもタイトな事業の展開じゃないかなと思いますので。最高額でも20万円以上の事業を対象として上限額が50万円と、十割以内ですよというような条件なんですけど、この250万円の事業費に対して上限50万円、単純計算しても5件かなと。となってくると、何かありがたいようで大丈夫なのかなというような、そういったちょっと懸念がありますので、もう少し詳細にご説明ください。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えさせていただきます。

まず1つ目といたしまして、申請から決定までの期間が短期間で、広く募集をしたり周知が至らないのではないかとこの部分でございますけれども、確かにそういった面がございます。一方で、この円安の進行によりまして、水産加工業の方々、本当に明日にも、明日にもそういった支援を求めているというのが現状でございます。そうした部分に対応するためにも、まずは早期に決定できるような形で今回スキームをまず組みさせていただいたというのが現状でございます。

それと、我々といたしましても、やはりその入り口の支援と出口の支援というのがありますが、やはり出口の部分で、まずは今回、出口の部分で水産業・水産加工品の販売だっ

たり、PR、売上げにつながるような取組に対して支援をさせていただくというような形で想定をしております。

あと20万円の部分につきましても、やはり1日限りのイベントでは経済効果が乏しいだろう、であれば、やっぱり複数日、開催いただくようなことを想定した事業提案をいただきたいということから、この加減で20万円という形をさせていただいております。250万円で本当に足りるのかといった部分でございますが、この事業を提案させていただく前に、水産加工、水産業の方々とも意見交換をさせていただきました。今現在、ねり関係、それから一般加工の関係の方々も現状を打破するためにどういった取組ができるかといった部分で、例えばブランド化であったり、例えば直売、こういった部分に対してもご検討いただいております。いただいておりますので、そういった部分にこの補助を充てることができればという思いで、今回提案をさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

そのように企画力、また行動力という、ある程度力のある企業に対しては心配はないんですが、逆に、そういった力もないと、もう原料を買うのも厳しいんだと、これ以上仕事ができるかどうかという方たちが果たしてこういった企画、またブランド化、そういったものに今すぐに取りかかれるのかなという。言わばそういった体力がなくなってる、そういった事業者に対してはどういった手当てをするの。確かに向上して行って、競争力を高めて行って、強い水産業という打ち出しは大変すばらしいと思うんですが、そこまで到達してない、むしろそこから、今、落下しようとしている方たちが、この方たちはそのまま、じゃあ落下してしまってもやむを得ないのかというような事業の展開では、言わば下が、底辺のほうはどんどんどんどん先細りになってしまうと最終的には上のほうも結局そこから落ちてしまうのではないかなと思うので。今はできれば、もちろん上のほうを引っ張るのも大事です。ただ、一番下の底辺で苦しんでる方たちの声をどのように吸い上げるのかというのもひとつ大事かなと思いますので、その辺のお考えをお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

こういった申請になかなか対応できない事業者をどう救っていくのかというご質疑かと存じます。実は、当初予算におきまして販路回復事業ということで、昨年度もお認めいただいて

ましたが、SNSを使ったECサイトを使った通信販売、こういった部分でお声がけをさせていただいてネットサイトで一定の評価をいただいたというような経過もございます。今年度につきましても、当初予算でお認めをいただいております。

この事業につきましては、今ECサイト加入業者さんとも打合せをさせていただいてるところでございます。ぜひ、自社で申請が難しい、自社でPRが難しいといった方々は、そういったECサイトなどもぜひご利用いただきながら販売の売上げの向上に努めていただき、そのための事業として当初予算でお認めいただいておりますので、ぜひ、我々から事業者様に積極的に提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、広く多くの皆さんの声を聞きながら進めていただきたいと思っております。

あと66ページのEU-HACCPの登録漁船の乗組員の、これも商品券の事業ですが、この間も総括質疑に出ましたように何で仲卸なんだという質問があつて、近場でというようなお話があつたんですが、その辺。私たちもEU-HACCPに、もちろんその船の方が多く来ていただきたいと、またその方たちに利便性を図って塩竈の特徴を生かしていきたいという、その事業だと思っております。その部分で仲卸の方たちも助かるというその辺の、ただ仲卸だけなのか、その周辺のほかのお店もありますよね。そういったところに対しての影響力はないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えさせていただきます。

まずなぜ仲卸市場なのかといった部分でございますが、船によりましては、水揚げ後すぐに、早朝に水揚げしたそのまま漁場に出向くということで、そういった時間帯でも対応できるお店となると、なかなかちょっと量販店さんが開いてる時間でないということ。あとは、徒歩圏内で仲卸に行けるということから、まず仲卸市場に今回ご相談を差し上げて対応がいただけるというようなお話の中で今回提案をさせていただいていると捉えております。

あと、仲卸の周辺のお店での利用はといったご質問かと存じます。今回は、仲卸の中の盤台で使える商品券という形になってございます。ただ一方で、仲卸市場では6月から組織が統合されまして、今後、空き盤台を集約しまして新たなテナントを呼び込むような事業を計画いただいております。こちらにつきましても、当初予算で我々補助金をお認めいただい

ると。ぜひ、今後、そういった中でのテナント、通常でのテナントもごございますが週末だけのセブンストリートとって北側に日貸しというんでしょうか、1日だけの出店とかというのもごございます。そういったところで、ぜひご検討いただきながらHACCPの乗組員さんの方々に商品をご提供いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 今回の課長の説明を受けて理解するところでありませうけれども、できれば、HACCPの漁船員の乗組員の方というのは、ほぼほぼ初めて塩竈にいらっしゃる方が多いと思ひます。まず、いざ商品券をもらってどこに行くかとすごく迷うと思ひますね。ですから、仲卸の方たちにご協力いただき、どこにどういった店があるのかと簡単な略図で結構ですので、分かりやすい略図も併せて差し上げていただき、せつかく時間のない中でお買物に来ていただく方が無駄な時間を取らないで喜んで帰っていただき、そしてまた次にも塩竈、こういったところだというんで来ていただけるようなそういった工夫も。小さなことかもしれませんが、商品券だけでは、やはりちょっと親切が片手落ちかなと思ひますので、その辺の細かい点も願ひしたいと思ひます。

最後に、同じ商品券で49ページの割増商品券事業（第4弾）ということで、皆さん大変喜んでるし期待もしてると思ひます。その中で、今回、プラスアルファというところの1,000円相当クーポン券についてお聞きしたいんですが、これは社交飲食業生活衛生同業組合と書いてあるね、ちょっとよく分かんないんですけれども。これは言わば夜、居酒屋さんとかそういったところのお店を対象にしてるのかなと思ひますが、ちょっと私たち主婦の感覚からすると、何かここにお父さんだけ行くのかなという感じがするんですが、ここ。確かにコロナ禍でそういったお店が、なかなか営業が厳しかったというのは分かるんですが、それだけ、そこに1,000円プラスというのが何かあんまり感覚的にぴんとこない部分なんです。その辺、どのような感覚なんですか。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 お答えいたします。

社交飲食業の方につきましては、やはり長期化したコロナ禍でのライフスタイルの変化等によって非常に厳しい状況にあるということで、今回プラスアルファで本体の商品券分のほかに応援させていただきたいというような意味合いになっております。

また、おっしゃるとおり、スナックですとかパブとかそういったところも多いんですけれども

も、焼肉屋さんですとか居酒屋といった部分もございまして、これを機にこのプラスアルファ券というものをお使いいただいて、行ったことのないお店にも行っていただけるような機会となればと思ひまして、あえてプラスアルファという形で新たな取組として、この機会に実施させていただくものとなっております。よろしくお願ひします。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 社交飲食業となりますと、どうしても夜のというイメージがあるんですが、今の課長の説明だと、そういった焼肉屋さん、昼もやっているところもありますし、最近は昼間のランチを提供している居酒屋さんなんかもあるみたいですが、そういったところも使えるということなんでしょうか。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 現在、社交飲食業生活衛生同業組合に加入している店舗につきましては80店舗程度となっております、その中から実はこれから参加店を確認していくという作業があります。ですので、その中にご参加いただければ、そういったお店も入っている可能性があります。

以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。

ぜひ、家庭の主婦、また子供たちも利用できるようなそういった展開になってくると、多くの市民の方が喜んで、この10割増商品券に対しての評価があると思ひますので、ぜひ。細かい点でありますけれども、その辺、丁寧な説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質疑は以上です。ありがとうございました。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私からも前段議論になった議案47号ですね。確認のために、ちょっとお聞きをしたいと思ひます。

1つは、今入っている事業者さんというのはどのぐらい入ってるのか。ちょっとそこだけ教えてください。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 食堂施設、地魚販売施設ということでよろしかったでしょうか。1社でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

それでもう一つ、今回の条例改正と比較の関係でお聞きしたいのは、貸し事務所あるでしょ。あれは、例えばどのぐらいの料金体系なのか、もう一回ちょっと確認させてください。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

貸し事務所でございますけれども、こちらにつきましては条例上2,520円。卸売事務所につきましては1平米当たり月額850円、さらに水産加工処理場につきましては410円というような料金設定をさせていただいております。

なお、この算出根拠につきましては、先ほども触れさせていただきましたが、建設費となる減価償却相当額を延べ床耐用年数で割って、それをさらに月に割り落とした金額ということで算出させていただいております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、ちょっと募集要項当時、平成29年のときに募集要項をつくったと。地産地消、食材、水産加工品、それから体験型と、こういう募集要項に基づいて1社になったんでしょね。

それで改めて今回プロポーザル方式ということで事業者の公募を求めようですけども、平成29年度の募集要項そのものを前提にプロポーザル方式でやるのか。あるいは、ちょっといろいろ説明を受けると、月足料の中でも、何ていうんですかね、改めて事業の展開についていろいろと。例えば経過内容、16ページのところに、2の経過及び改正内容というところで改めて民間の経営手腕というものを活用したいというようなことが書かれています。あと、もろもろ書かれてるんですが、そうすると、こういうものと関係で、それに応じた募集要項にするのかどうか。前段のやつを、より発展させていくのか、その辺の考え方だけお示ししていただければ。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

まず、前回の要綱から内容は変わる形で考えております。といいますのも、先ほども触れさ

せていただきましたけれども、やはりさらに多くの方々にお越しいただくための事業提案を求めていくために、求める内容についての項目出しについては精査が必要であろうと……。

（「マイク」の声あり）失礼いたしました。29年度をベースにしながらも、今後さらに魅力度向上、さらに観光客を誘客するための事業提案をいただくための内容、文言整理を含めて項目を整理していきたいと考えてます。

また、あと募集資格等につきましても、当時は市内に限定したものとしておりますが、やはり幅広く提案いただくために、この市内限定に限らず整理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、改めてちょっと。いろんな形でその要綱そのものを今言ったような形で整理させていくというのは分かりました。

問題は、どういう事業者さんが来るか。ちょっと我々も実際プロポーザルを受けている方々のいろんな実態、示されていかなければならないと思うんですが、問題は、経営と同時に、例えばお客様の、販売する際の価格転嫁になりはしないのかと。やっぱりお客さん来て、どうしても維持できないと、先ほど言ったように817円のそういったものでなかなか維持できないので。その辺の危惧があるのかどうか、あるいは心配すべき点があるのかどうか、その辺の関係だけ教えていただければと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 お答えいたします。

先ほども議案の説明で触れさせていただいておりますが、今現在の入居者の方のご努力によりまして、このコロナ禍でありましても一定の売上高を確保いただいておりますことから、改正案で条件を出したとしても事業継続が可能であろう、可能であると、その商品に転化することなく事業継続可能であろうというような考え方をまず持たせていただいております。

今、委員ご懸念いただいております今後、料金転換の部分につきましてはちょっと、どうしてもその営業行為になってしまうんですけれども、やはり地場のものを新鮮なものを多くの方々にお買い求めいただくためには価格設定という部分も一つの条件になってくるかと思っておりますので、その辺は入居いただいてから改めてご相談をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大体おおよそ考え方は分かりました。

例えばですよ。例えばその地場産品ということで、例えば冷凍物を売ってたりはしてるんですよ。そこのお店の中で冷凍物だとかね。できれば、例えばこれ当たってるかどうかはちょっと私も素人考えだから分かんないんですけども、例えば仲卸の商品をここで販売するだとか少しそういう連携ができないのかなと。地元以外の業者さんが来てやることも想定はしてるようですが、例えば仲卸との連携、その辺のくだりなんかどうなのかなと思うんですが。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 答えいたします。

ご提案ありがとうございます。ぜひ、今現在、市場関係者及び仲卸市場の方々が両市場の連携策についていろいろご検討いただいているところでございますので、その辺についても工夫できないかお声がけしながら、我々その募集要項に反映できるかどうか、ちょっと検討していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつよろしく願いをしたいと思います。

次に、この条例については以上で私のほうは確認の意味で終わらせていただきます。ちょっと別な視点でお聞きしたいんですが、資料No.の関係で10番、21ページから22ページのところでちょっと、係る所管のところでの考え方をちょっと教えていただきたいと思います。

災害復旧費のところ、全体ここに示されているので産業建設常任委員会なので産業に係るところだけ確認させてください。総括質疑でもお聞きしたように、国の補助だと九十何%ぐらいかな、国の補助が見られるとか、あるいはその単独だと四十何%だかと答えたような気がするんですが。例えば一つの事例として、21ページのところで公共土木施設災害復旧費ということで国の補助が書かれています。4億8,000万円と書かれております。だけれども、例えば災害公営住宅のところ、3段目のところですね。いくと、国の補助がない。あるところとないところの基準、一定総括でお聞きしましたが、この辺の考え方、基準だけちょっと教えていただければと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 災害公営住宅ということでございますので、私のほうで答えさせていただきます。

災害公営住宅に関しましては、ある意味収益事業を行っているという施設でございますので、災害査定に係ります基準額というものが高めに設定されてるという状況でございます。

したがって、その災害査定を受けられるような補助災害が取れないので、結果的に単独債という形で充当させていただいているという趣旨でございますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。そういう国の査定基準でということですね。分かりました。その辺は確認をさせていただきたいと思います。

次に、資料No.12で49ページかな。49ページのところに、先ほど言った割増付商品券でございます。浅野委員からも社交飲食業のクーポン券云々ということで改めてプラスアルファということが示されております。全体としては、やっぱり消費喚起を念頭にこの商品券を取り組むということになるかと思うんですが、全体の流れとしては、これは分かりました。

実際に市民の皆様が使うのは8月からなのでしょうか、あるいは7月から。お盆も入るしね。全体の流れとして、その辺の市民の皆様が登録店で使える、言わば設定についてちょっと教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 実際には、今回、補正予算をお認めいただいた後の動きとなっておりますので、ご案内の通知を発送ですとか、また商品券の準備等もございますので、7月からそういった準備をさせていただきまして、消費者の皆様のお手元に届くのは8月の中旬を目指して今スケジュールを立てております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 できるなら8月に入って、やっぱりお盆前後かな。やはり一定の経費がお盆に入ると出てきますのでできるだけ早めの、ご苦勞ですけれどもね。担当としては大変ご苦勞ですけれども早めの設定というかな、販売できるような仕組みをぜひ講じていただければ、なお幸いかなと思いますので、その辺について確認をさせていただきます。

それから、あとは55ページのところでちょっと確認だけします。

道路橋りょう災害復旧についてということで、1、概要があって、2、事業内容がここに書

かれております。(1)の新浜町とか災害復旧工事の新浜町の3丁目だとか、この辺は何となく分かるんですが、市内各所の路線の補修等というのはどういうところを指すのか。あの地震でかなり傷んだなという印象は我々も持ってるんですけども、改めて書かれてるのは市内各所ということなので、どんな感じで我々捉えていけばいいのか、どういうふうな補修を進めようとしているのか、その辺の確認をさせていただければと思います。

○阿部(真)委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今、ご質疑いただきましたところでございます。

まず新浜町ですとか北浜、中の島、こちらに関しましては、先ほども答弁ありましたけれども、査定の条件に合うものというところで道路を分けさせていただいております。(3)につきましては、その条件に合わない被害額の少ないものについては、こちらに上げさせていただいております。

被害の内容ですが、地震の揺れにより舗装のひびですとか側溝ですとか、そういったところに損傷が出ておりますので、そちらをこちらの(3)の内容で補修させていただくというところでございます。よろしく申し上げます。

○阿部(真)委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これ何か所ぐらいそういうところがあるんですかね。

○阿部(真)委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 5月末現在で約89か所、こちらで把握しております。その内容でございます。よろしく申し上げます。

○阿部(真)委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

ひとつ地震に伴う、ぜひ工事を速やかに完了していただければ幸いだと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

私からは以上です。

○阿部(真)委員長 その他、ご意見ご質疑。西村委員。

○西村委員 1点ちょっとお聞きします。

資料No.12の51ページ、来て観て塩竈事業第3弾についてちょっとお伺いします。市内及び松島町等に宿泊している観光客を対象に本市の特典付パンフレットを配布するというところで、今度は3回目になるわけですけども、1回目、2回目の回収といたしますか、どれだけ来て

いただいたのか、実績をちょっと教えていただければありがたいですが。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 お答えいたします。

1回目は、一昨年ですね、おとしに実施いたしまして1万セットを、松島町とあと市内の宿泊施設において配布させていただきました。そのときの換金率が7.5%ということでしたので、前回、昨年実施しました同様のよってけさいん事業につきましては、いろんな方々から意見をお聞きしまして多数改善を加えたところ25.6%のご利用をいただくことができました。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

せっかく今回の665万円のお金をお使いになっているわけですから、検証されて改善するのは改善して、やはりより多くの方々に来ていただければ幸いですのでよろしくお願ひします。割増商品券事業も含め、今後のH A C C Pの乗務員に対する支援事業も含め、何かやる場合にはやっぱりどこまで伸びたのか、商品券事業の1,000円はどう使われたのか。今、社交飲食業さんに1,000円となりますけれども、それも含めてどう使われ、どういう結果が生まれたのか。しっかり今後、いろんな場合、場所場所で、議会の中でもご報告いただければありがたいのでよろしくお願ひします。

以上です。

○阿部（眞）委員長 そのほかにご発言はありますか。伊勢委員。

○伊勢委員 11番のところのちょっと説明で、5ページのところで図面、施工箇所と示されております下水道の藤倉の復旧……。

○阿部（眞）委員長 資料No.11の5ページですね。はい。

○伊勢委員 5ページですね。この図面はそのとおりだと思いますが、ちょうど真ん中頃が黒くなっていて、これは今回の地震で影響があったのかなかったのか、その辺だけ確認させてください。

○阿部（眞）委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 資料No.11の5ページの図面でございます。こちらの赤の部分が今回の被災をしまして本工事で復旧する箇所となります。この交差点の部分につきましては、既にボックスカルバートという形になってまして、そこは被災してなかったというような状

況でございます。（「分かりました」の声あり）

○阿部（眞）委員長 ほかにご発言はありませんか。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑をこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第47号ないし第50号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部（眞）委員長 挙手全員であります。よって議案第47号ないし第50号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、ただいま可決されました各号議案のうち議案第47号について、附帯決議の提案の申出がありましたのでこれを許可いたします。

議案第47号に対する附帯決議について趣旨の説明を求めます。山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

議案第47号「塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議案であります。

議案第47号については、塩釜魚市場利用者の福利厚生及び観光拠点の観点から継続的に「食堂施設」「地魚販売施設」を運営するため、開設当初から使用料金を月額平米当たり200円としていたものを、今回新たに公募型のプロポーザル方式により事業者を選定。民間が持つ経営手腕や利用者拡大等を積極的に実施することにより、継続的な運営を確保し、更なる魅力度の向上を図ることを目的として、当該施設の使用料を現行の利用料から4倍以上に設定しようとするものである。

魚市場の運営の経営健全化という目的については、一定程度理解はするものの、「食堂施設」「地魚販売施設」はそれぞれ魚食文化の普及促進や、本市の観光戦略からも重要な拠点

施設であり、安定的な運営が求められる。

よって、当委員会としては、下記の事項が確実に遵守・履行されるよう強く求める。

1つ、「食堂施設」及び「地魚販売施設」の運営事業者の公募にあたっては、応募資格等の設定に留意しながら、幅広い応募があるようプロポーザル発注仕様には最大限工夫されたい。

1つ、「食堂施設」及び「地魚販売施設」の運営事業者の選定にあたっては、第6次長期総合計画に掲げた「市民に地元の食文化にふれる機会を提供し、愛着を深めることで、地元での消費拡大を図り」、「訪れる人々に本市の食や食文化に触れていただく機会を提供することで、“また来たい”と思われる」、そのような施設像を明確に示し、係る項目を評価の重要なポイントとして示した上で、公平に選定されたい。

1つ、今回設定した新たな使用料が、運営事業者にとって過度な負担となっているかいないか、常にヒヤリング・検証し、必要に応じて見直しを図られたい。

1つ、今後、市民及び関係企業・団体等への負担増を求める条例案については、十分に実態を精査し、客観的かつ合理的な理由を明らかにした上、丁寧なる説明を行うなど慎重なる対応を望む。

以上であります。

○阿部（眞）委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ないですね。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。議案第47号に対して附帯決議を付することについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部（眞）委員長 挙手全員であります。よって議案第47号に対しては、附帯決議をすることに決しました。

暫時休憩いたします。市当局の皆様は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

午後0時01分 休憩

午後0時04分 再開

○阿部（眞）委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

本委員会において議長に申出する閉会中の継続審査・調査を行う事件について、4月1日当局の組織が変更になったことに伴い、一部項目が民生常任委員会の所管となったことから該当する項目を削除する必要があります。

つきましては、本委員会において議長に申出する閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元に配付のとおりとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、お手元に配付のとおりとすることを決定いたしました。

次に、調査事件、商工業及び労働対策を議題といたします。

初めに、先日開催いたしました塩釜商工会議所との一般会議の評価・総括を行います。前回の本委員会において、議長へ一般会議報告書を提出することといたしておりましたが、報告書（案）を作成させていただき、お手元にご配付しております。

まず、事務局より資料の説明を求めます。石垣議事調査係長。

○石垣議事調査係長 それでは、資料についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、産業建設常任委員会における一般会議についての報告案、それと、右上に山本委員修正案というものをお配りしております。

なお、事前に産業建設常任委員会における一般会議についての報告案については、各委員の皆様にご配付させていただいているところでございます。

時間の都合上、右上に四角で山本委員修正案と書かれている資料を使って確認をさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目につきましては、開催日時、開催場所、議題、出席者を記載しております。

2ページをお開きください。

2ページにつきましては、商工会議所様の出席者について。その後、会議の概要を記載しております。2ページにつきましては、冒頭の桑原会頭からのご挨拶を記載しております。

3ページ目をお開きください。

3ページ目から意見交換の記載を行っております。項目別にこちらを記載させていただいております。

1番目、ウクライナ問題・円安等の影響について商工会議所のご発言。

4 ページをお開きください。

4 ページの中ほどから、市議会産業建設常任委員の発言の概要を記載しております。

なお、こちらの記載の部分で斜線やアンダーラインを引いてる部分につきましては、こちらは既に委員からいただきました修正の内容を記載しているところでございます。

その後、2 番目といたしまして新型コロナウイルス感染症の影響について商工会議所様のご発言。

5 ページをお開きください。

5 ページの冒頭 3、労働者・賃金問題等について商工会議所様のご発言、4 番目、港湾関係について商工会議所様のご発言を入れております。こちらにつきましても、既に委員からいただいておりますご意見を踏まえて修正案を入れております。

6 ページ目をお開きください。

6 ページ目は、5、市内経済についてということで商工会議所様のご発言、7 ページにつきましては市議会産業建設常任委員のご発言、その後、下段に 6 番目の項目といたしまして、勝面楼や歴史的建造物の保存活用について商工会議所様、市議会の発言を記載しております。

8 ページにつきましては、7、水産関係についてということで商工会議所、塩竈市議会のご意見、ご発言。8 番、北浜緑地公園・観光船について商工会議所様のご発言を記載しております。

9 ページにつきまして、産業建設常任委員会における評価・総括というものを記載しております。こちらをちょっと読み上げて確認をさせていただきたいと思っております。

今回の一般会議において、市内の商工業が置かれている現状や悩み、問題点などを商工会議所の皆様から直接伺う貴重な機会を得られた。港湾しゅんせつの必要性や水産資源研究所塩釜庁舎とのかかわりなど、委員会での審査や一般質問などの議会活動であまり取り上げることが少ない問題についても情報を得ることができた。

特に、ウクライナ問題や円安などの問題により、原材料の価格高騰やその入手が困難な状況に陥っていること、必要な値上げが大手量販店の価格圧力により十分にできないことから人件費を確保することができず、結果として従業員の確保に支障をきたしていることなど、自助努力では解決しがたい問題を抱えていることを改めて明らかにすることができた。

これらの内容を、本報告書により全議員へ情報共有させていただきながら、今後の委員会審議や調査に活かしてまいりたい。以上でございます。

以上、資料の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○阿部（眞）委員長 各委員からご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後0時14分 再開

○阿部（眞）委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければお諮りいたします。一般会議の評価・総括報告書については、各委員からのご意見を受けまして、微調整については正副委員長に一任していただき、当職より議長宛て報告いたしたいと思ひますがご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。異議なしと認め、さよう決定しました。

次にお諮りいたします。閉会中の調査事件、商工業及び労働対策に関わる調査を一応終結することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、所管事務調査報告書についてを協議いたします。

先ほど事務局より配付されました資料をご確認ください。事務局より説明を求めます。石垣議事調査係長。

○石垣議事調査係長 それではお配りいたしました資料を説明させていただきます。

お手元に所管事務調査報告書案ともう一つ、所管事務調査報告書案で既に委員からご修正をいただいた案をこちら、ご準備をさせていただいているところでございます。お時間の都合上、委員の修正案を使って説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。

1 ページ目につきましては、調査事件名や調査期間等を記載しております。

2 ページ目をお開きください。

4 の調査に至った背景ということで、これまでの調査に至った経過を掲載させていただいております。

3 ページ目をお開きください。

3 ページ目につきましては、5、一般会議において明らかになった事項ということで、一般

会議において、いろいろご意見が出た内容について要約を記載しております。

なお、こちら既に委員からの修正案をいただいている部分につきましては、アンダーラインまたは消し線が入っておりますのでよろしくお願いいたします。

こちら、内容でございますが、1番目としてウクライナ問題・円安等の影響、2番目として新型コロナウイルス感染症の影響。

4ページ目をお開きください。

4ページ目（3）労働者・賃金問題等について、（4）港湾関係について、（5）市内経済について、（6）勝画楼についてでございます。

5ページ目をお開きください。

（7）水産関係について、（8）北浜緑地公園・観光船について、（9）海岸通1番2番地区市街地再開発事業について記載をしております。5ページの下6番といたしまして、産業建設常任委員会の意見要望を記載させていただいているところでございます。意見要望につきましては、5ページから続きまして6ページ、7ページまで記載しております。ここで資料の訂正でございますが、7ページの下から6行目、1、公共事業について公平公正な受注者選定を行うことは当然のことであるが、緊急時の対応に不可欠な地元、すみません、医療となっておりますが、企業の記載誤りでございます。訂正させていただきます。

8ページで結びの言葉を掲載させていただいております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 ありがとうございます。

各委員からご意見がありましたらご発言をお願いいたします。浅野委員。

○浅野委員 今回のこの調査報告書、大変詳しく出てるんですが、これは最終日に委員長読み上げる中身、これを全て読み上げるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

○阿部（眞）委員長 石垣議事調査係長。

○石垣議事調査係長 基本的には、こちらの内容を読み上げていただくということになりますが、読み上げるその文量の部分につきましては、なおちょっと先例等も確認しながら調整をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 これを全部読み上げるとなると相当時間がかかると思いますので、概要的な部分を本当にそのポイントをつかんでいただいて、それも同時に委員の皆さんに配付されて、当日

はそちらを委員長が読み上げるほうが効率的かなと。詳細と略の部分と二段構えで議員の皆さんにご配付していただければいいかなと思いますので、ぜひその辺の対応をお願いしたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 ありがとうございます。

その他、ご意見ご質疑のある方はいらっしゃいますか。

それでは、暫時休憩いたします。

午後0時19分 休憩

午後0時20分 再開

○阿部（眞）委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、お諮りいたします。所管事務調査報告書（案）について各委員から追加修正の案がありましたら委員長までにご提出をいただき、その後の調整については、正副委員長にご一任いただくこととし、6月定例会最終日に委員長報告を行うことにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時21分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 阿部 眞 喜